

平成 26 年 3 月 31 日
平川市訓令第 7 号

平川市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱

(目的)

第 1 条 この訓令は、職員に対し青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和 46 年条例第 1 号。以下「退職手当条例」という。）第 8 条の 3 に規定する定年前に退職する意思を有する職員の募集等の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(募集実施要項の記載事項)

第 2 条 退職手当条例第 8 条の 3 第 2 項第 1 1 号の任命権者が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 退職手当条例第 8 条の 3 第 5 項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨
- (2) 退職手当条例第 8 条の 3 第 9 項各号に掲げる職員が同項の規定による応募（以下「応募」という。）をすることはできない旨
- (3) 退職手当条例第 8 条の 3 第 1 1 項の規定により同項の規定による認定をしない旨の決定をする場合がある旨
- (4) 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、退職手当条例第 8 条の 3 第 1 3 項の規定による通知（以下「第 1 3 項通知」という。）を行うこととなる旨（募集実施要項（退職手当条例第 8 条の 3 第 2 項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）に退職すべき期間を記載した場合に限る。）
- (5) 退職手当条例第 8 条の 3 第 1 4 項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合があるときは、その旨

(応募及び応募の取下げの様式)

第 3 条 応募は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 退職手当条例第 8 条の 3 第 9 項の規定による応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第 2 号）によるものとする。

(認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式)

第 4 条 退職手当条例第 8 条の 3 第 1 2 項の規定による通知は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 退職手当条例第 8 条の 3 第 1 1 項の規定による認定（以下「認定」という。）をする旨の決定をしたとき 認定通知書（様式第 3 号）
 - (2) 認定をしない旨の決定をしたとき 不認定通知書（様式第 4 号）
- ### (退職すべき期日の通知の様式)

第 5 条 第 1 3 項通知は、退職すべき期日の決定通知書（様式第 5 号）によるものとする。

ただし、前条第 1 号に定める通知書により第 1 3 項通知を併せて行った場合は、退職すべき期日の決定通知書を省略することができる。

(退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに係る同意の様式)

第6条 退職手当条例第8条の3第14項の規定による同意は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める同意書によるものとする。

(1) 退職すべき期日を繰り上げるとき 退職すべき期日の繰上げ同意書(様式第6号)

(2) 退職すべき期日を繰り下げるとき 退職すべき期日の繰下げ同意書(様式第7号)

(新たに定めた退職すべき期日の通知の様式)

第7条 退職手当条例第8条の3第15項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、退職すべき期日の変更通知書(様式第8号)によるものとする。

(公表)

第8条 退職手当条例第8条の3第17項の規定による公表は、毎年4月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項(退職手当条例第8条の3第11項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。)について行うものとする。

(その他必要事項)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(平川市一般職職員の勧奨退職等実施要綱の廃止)

2 平川市一般職職員の勧奨退職等実施要綱(平成18年平川市訓令第19号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

平川市長 様

応募申請者

私は、平川市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第3条第1項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募 集 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき期日 又 は 期 間	
備 考	

(注)「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふ り が な 氏 名		所 属	
		職 名	
級 号 給	給料表 [] 級 号給		
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳

(注) 年 月 日現在で記入すること。

※処理欄

受 理 年 月 日	年 月 日	受理番号	
-----------	-------	------	--

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日 年 月 日

平川市長 様

取下げ申請者

私は、平川市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第3条第2項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募 集 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
退職すべき期日 又 は 期 間			
2 取下げ申請者について			
ふ り が な 氏 名		所 属	
		職 名	
3 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日		
退 職 す べ き 期 日 又 は 期 間			

（注）「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※処理欄

受 理 年 月 日	年 月 日
応 募 申 請 書 の 受 理 番 号	

認定通知書

認定年月日 年 月 日
様
平川市長 印

あなたから 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、平川市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第4条第1号の規定により、認定の決定をしましたので通知します。

1	退職すべき期日又は期間
2	備 考

(注)「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

不認定通知書

年 月 日

様

平川市長

印

あなたから 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、平川市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第 4 条第 2 号の規定により、認定をしない旨の決定をしましたので通知します。

不 認 定 の 理 由

様式第5号（第5条関係）

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日

様

平川市長



あなたの退職すべき期日については、 年 月 日と決定しましたので、平川市
職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第5条の規定により、通知し
ます。

退職すべき期日の繰上げ同意書

年 月 日

平川市長 様

氏名

私は、平川市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第 6 条第 1 号の規定により、次の退職すべき期日を 年 月 日に繰り上げることに同意します。

既 に 通 知 し た 退 職 す べ き 期 日	年 月 日
認 定 年 月 日	年 月 日

（注）「認定年月日」は、認定通知書（様式第 3 号）に記載されている認定年月日を記入すること。

退職すべき期日の繰下げ同意書

年 月 日

平川市長 様

氏名

私は、平川市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第 6 条第 2 号の規定により、次の退職すべき期日を 年 月 日に繰り下げることと同意します。

既 に 通 知 し た 退 職 す べ き 期 日	年 月 日
認 定 年 月 日	年 月 日

（注）「認定年月日」は、認定通知書（様式第 3 号）に記載されている認定年月日を記入すること。

退職すべき期日の変更通知書

様
年 月 日

平川市長 印

あなたの退職すべき期日は、平川市職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第 7 条の規定により、次のとおり変更することとしましたので通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

（注）「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（様式第 6 号）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（様式第 7 号）に記載されている年月日を記入すること。